

令和4年度第二期 管理建築士講習受講案内

登録講習機関
財団法人 建築技術教育普及センター
登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

平成20年11月28日に施行された改正建築士法の規定により、建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という）となるためには、建築士として3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならないと定められています。（建築士法24条2）
※管理建築士講習を一度終了されている方は、再度受講する必要はありません。

■講習案内

1. 受講申込関係書類の配布

ダウンロードによる配布

受講申込関係書類は当センターホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/koshuannai/koshu/kk/index.html>) からダウンロードできます。

2. 受講申込書の受付 **※新型コロナウイルス感染予防のため簡易書留にてお申込下さい。**

詳しくは事務局までお問合せ下さい。TEL 055 (225) 1251

- (1) 受付場所 (一社)山梨県建築士事務所協会 山梨県甲府市丸の内1-14-19 山梨建設業協同組合会館2F
- (2) 受付期間 令和4年7月1日(金)～7月22日(金) (ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。)

■受講申込書の受付に係る注意事項

- ・受講申込者数が定員に達した場合は、受付期間中であっても受付を終了します。
- ・申込受付を終了した都道府県名は、当センターホームページでお知らせします。

3. 受講手数料（テキスト代を含む）16,500円（消費税額を含む。）

- (1) 受講手数料は当センターホームページによりダウンロードした振込用紙を使用し、必ず個人別に銀行の窓口（ゆうちょ銀行を除く）で納付してください。（*振込手数料は受講者負担となります。）
- (2) 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかつた場合を除き、返還しません。ただし、受講資格審査の結果、受講資格なしと判定された方については、受講手数料を返還します。

4. 講習日及び講習地

講習日：令和4年9月7日（水） 山梨県自治会館2F 視聴覚室

講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合には、希望する講習地の講習日受講ができない場合があります。

5. 講習地及び講習日の変更

転勤などやむを得ない事情がある場合で、且つ、変更先の会場に余裕のある場合に限り、講習地及び講習日の変更が可能です。指定された講習日の1週間前までに、変更希望先の講習地の各事務所協会へ申し出て下さい。

6. 講習の構成

- (1) 講習は1日で実施し、テキストを使用した講義（5時間）と修了考査（1時間）の構成になります。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講義はDVDによる講義を行います。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受けることができません。
- (3) 講習テキストは講習日当日に会場配布します。（会場での講義を自宅等で動画視聴に変更した場合を除く）

7. 修了者の発表

- (1) 講習修了者の発表は、講習実施月の翌月末を予定しています。
- (2) 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。 ※「修了証」又は、「通知書」が届かない場合には、当センター業務部業務第三課（03-6261-3310）にお問い合わせ下さい。
- (3) 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表の公表については、講習を担当した各事務所協会及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。
- (4) 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に各事務所協会及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。

8. 個人情報の取扱いについて

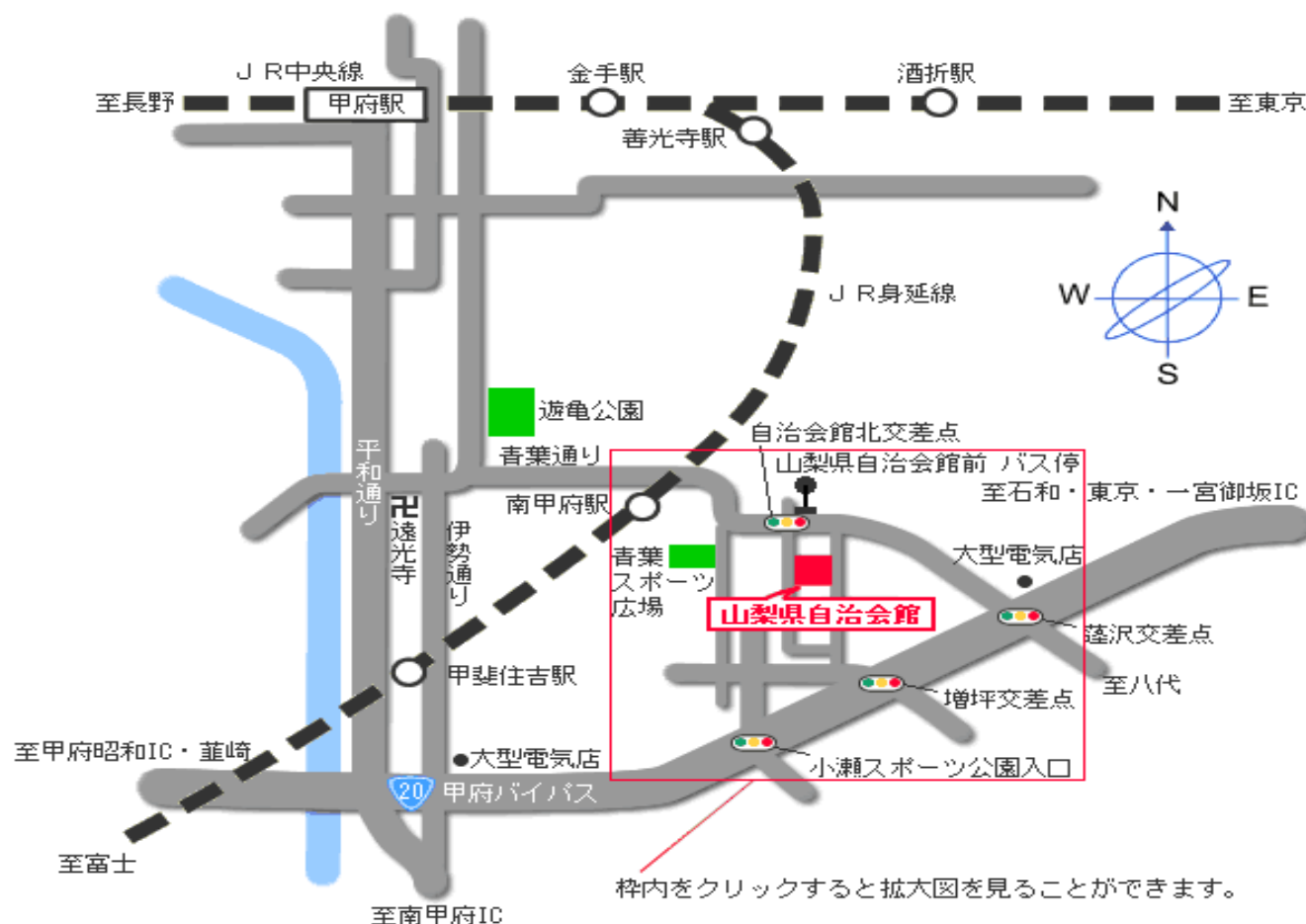
- ・管理建築士講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録等事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供などの目的で使用させていただきます。また、当センターの個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ (<http://www.jaeic.jp>) をご覧下さい。

問い合わせ先（平日9:30～17:00）

問合せ先	〒	所在地	電話
(公財) 建築技術教育普及センター本部	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1	03(6261)3310
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	104-0032	東京都中央区八丁堀 2-21-6 八丁堀 NF ビル 6F	03(3552)1281

■会場コード及び講習日・講習会場 午前 8:30(受付)～午後 5:00(終了予定) (DVD 講習)

会場コード	講習日	定員	講習会場
2H-01	令和 4 年 9 月 7 日(水)	10 名	山梨県自治会館 2F 視聴覚室



山梨県市町村自治センター
(山梨県自治会館)

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1 丁目 15 番 35 号

TEL 055-237-5711

【問い合わせ先】

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内一丁目 14 番 19 号山梨県建設業協同組合会館 2F

(一社)山梨県建築士事務所協会 TEL:055-225-1251 Fax:055-232-5959